



平成28年6月7日

福岡市科学館特定事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、福岡市科学館特定事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、子どもたちを始め市民が科学を体験し、楽しむことを通じて、自由かつ自発的に学習することを支援するとともに、福岡の人及び資源と連携し、福岡の将来を担う人材を育成することにより、市民の文化教養の向上に寄与するため、福岡市科学館を福岡市に設置するものです。

2. 対象事業者について

対象事業者名：株式会社福岡サイエンス&クリエイティブ

※ 対象事業者は、株式会社トータルメディア開発研究所（代表企業、本社：東京都千代田区）およびコニカミノルタプラネタリウム株式会社（本社：東京都豊島区）、凸版印刷株式会社（本社：東京都台東区）、株式会社NTTファシリティーズ（本社：東京都港区）、株式会社匠建築研究所（本社：福岡県福岡市）、宮川建設株式会社（本社：福岡県福岡市）、日建建設株式会社（本社：福岡県福岡市）、株式会社島田電気商会（本社：福岡県福岡市）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。